１６．キャンプ場の利用助成　申請方法／郵送

キャンプ場を利用した会員と小学生以上の家族（健康保険組合の被扶養者）に費用の一部を助成します。

助成内容：使用料金が１人当たり 1,000 円以上の場合に、１人１回につき 2,000 円を上限に**年４回**助成します。※小学生未満のお子様の使用料金を含めた場合は対象外です。

【 助成対象の例 】

①会員１名と小学生以上の家族（健康保険組合の被扶養者大人１人、子供１人）２名の合計３名
入場料会員：1,000 円、被扶養者大人１人：1,000 円　被扶養者子供１人：500 円
テントサイト利用料：1,200 円　領収金額 3,700 円の場合。

テントサイト利用料は利用者３人数で割り１人当たり 300 円（1,200 円÷3 人＝300 円）を入園料に加算します。
・会員：　補助額 1,300 円　(入場料 1,000 円＋テントサイト利用料 300 円)
・被扶養者
大人１人：補助額 1,300 円　(入場料 1,000 円＋テントサイト利用料 300 円)
子供１人：補助対象外　（入場料 500＋テントサイト利用料 300 円）
補助額の合計 2,600 円

②会員１名と小学生以上の家族（健康保険組合の被扶養者大人１人、子供１人）２名、非会員１名の合計４名
入場料会員：1,000 円、被扶養者大人１人：1,000 円　被扶養者子供１人：500 円
非会員：1,000 円、テントサイト利用料：2,000 円　領収金額 5,500 円の場合。

テントサイト利用料は利用者４人数で割り１人当たり 500 円（2,000 円÷4 人＝500 円）を入園料に加算します。
・会員：　補助額 1,500 円　(入場料 1,000 円＋テントサイト利用料 500 円)
・被扶養者
大人１人：補助額 1,500 円　(入場料 1,000 円＋テントサイト利用料 500 円)
子供１人：補助額 1,000 円　(入場料 500 円＋テントサイト利用料 500 円)
・補助額の合計 4,000 円

申請方法：「様式 1」キャンプ場利用助成金交付申請書に領収証のコピー(レシート不可)を添付し、共済会事務局まで郵送してください。
(メール・FAX の申請不可)
※領収証のコピーには助成対象の利用者氏名、料金内訳の記載が必要です。
（⚠氏名の記載がない領収証は受付できませんので、ご注意願います！）
※「様式 1」は www.hckenpo.jp/kyosai_info/よりダウンロードできます。

助成金交付：申請を受理してから記載内容に不備等がなければ 1 カ月以内に申請者指定の口座に振り込まれます。

申請期限：2026 年 3 月 31 日共済会事務局必着